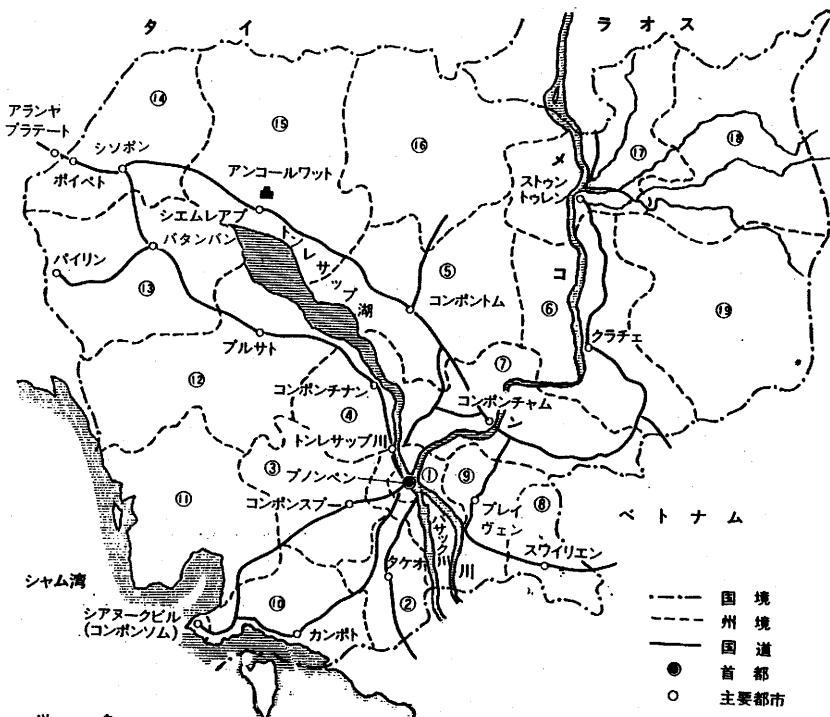


第7章

カンボジアの憲法制度

カンボジア王国	宗 教 仏教（上座部）
面 積 18万km ²	政 体 立憲君主制
人 口 1070万人（1996年）	元 首 ノロドム・シハヌーク国王
首 都 プノンペン	通 貨 リエル（1米ドル=2700リエル、1996年12月）
言 語 クメール語	会計年度 历年



- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------------|--------------|
| ① カンダル | ⑤ コンポントム | ⑨ プレイヴェーン | ⑬ バタンバン | ⑰ ストゥントゥレン |
| ② タケオ | ⑥ クラチエ | ⑩ カンボト | ⑭ バンテアイミアンチェイ | ⑱ ラタナカリ |
| ③ コンポンスプー | ⑦ コンポンチャム | ⑪ コーコン | ⑮ シエムレアブ | ⑲ モンドルカリ |
| ④ コンポンチナン | ⑧ スワイリエン | ⑫ プルサト | ⑯ プリアウヒア | * オッダーミアンチェイ |

(*は1995年1月28日の布告でシエムレアブ、バントアイミアンチェイ両州から計4郡を分離してタイ国境沿いに新設された。州境は不明)

はじめに

カンボジア王国はタイ、ベトナム、ラオスに隣接する、人口約1000万人の東南アジアの小国である。歴史的には西暦1世紀末に「扶南」として中国史料に登場し、9世紀から15世紀にかけてアンコール王朝が栄えたが、東のベトナムと西に位置するシャムの諸王朝に挾撃、領土を蚕食され、両勢力の緩衝地帯となった。その後19世紀にはフランスの植民地となり仏領インドシナ連邦を形成した。カンボジアの完全独立が国際的に認められるのは1954年のインドシナ休戦に関するジュネーヴ協定によってである。以後、失脚するまでシハヌーク（国王在位1941～55年、のち退位して元首）は巧みな中立政策によってベトナムの戦火が自国に波及するのを阻止した。1970年、シハヌークが国家元首を解任され、アメリカが支援するロン・ノル政権が成立するものの、75年にはそれもカンプチア民族統一戦線によって打倒され、文革期にあった中国の影響を受けた民主カンプチア（ポル・ポト政権）が成立した⁽¹⁾。

この国が世界的な注目を浴びるのは、第1に、1975年のベトナムの軍事侵攻によるポル・ポト政権崩壊に際してタイ・カンボジア国境などに大量に流出した難民問題と同政権による都市の廃止、農業の集団化、国民の虐殺などの一連の政策によってであり、第2に、91年の「カンボジア紛争の包括的政治解決に関する協定」（以下、パリ和平協定）⁽²⁾に基づいて、92年から93年にかけて、史上最大規模の国連平和維持活動が展開された際である。

本章の目的は、第1に、カンボジア憲法史の概観をあとづけ、第2に、パリ和平協定によってカンボジアに設定された「人権」、「自由な民主主義」、「市場経済」という憲法上の諸原理の構造と特徴を検討することであり、第3に、1993年憲法の下での同国の統治構造を明らかにすることである。

I カンボジア法の概観

1. カンボジア憲法史の概観

(1) カンボジア王国（1946年）憲法

カンボジアにおける近代的法制度の導入は、1946年のフランスとの暫定協定によって、内政面における限定的自治を獲得したのを契機に、国王シハヌークが完全独立に向けて国家の近代化政策を推進したことによる。同年には普通選挙による制憲議会選挙が実施され、翌年にはカンボジア王国憲法（1947年憲法）が公布され、カンボジアは立憲君主制へと移行した⁽³⁾。

同憲法によれば、「すべての権力は国王から発」（第21条）し、立法権、行政権、司法権はそれぞれ国民議会、内閣、裁判所が「国王の名において」行使する。立法府は普通、直接選挙によって選出される国民議会と国王が王族のなかから任命する2名の任命議員と制限、直接選挙によって選出される、各地方、各職業および公務員の代表によって構成される王国会議よりなり、その任期は共に4年である（第51、80条）。立法府および地方人民議会の選挙において現役の軍人および仏教僧侶は選挙権、被選挙権を有さない（第49条）。国王、国民議会、王国会議および内閣は法律発案権を有し（第22条）、法律案の審議に関して国民議会は、王国会議が修正または否決した法律案を再審議することができる（第83条）。また国王は、国民議会および王国会議に対して公布前の法律案の再審議を要求することができる（第36条）。さらに国民議会は内閣および個別の国務大臣の不信任を議決することができる。行政府は、国王が選任する首相及び首相が提案し、国王が任命する国務大臣によって構成される内閣（第39条）であり、国民議会の解散を国王に提案することができる（第38条）。司法府として各審級の裁判所が設置され、裁判官は、司法官職高等評議会の提案に基づいて、国王が任命する（第43条）。

また同憲法は、すべてのカンボジア人に「国王への忠誠の義務」(第16条)を課し、「国王の身体は神聖かつ不可侵」(第35条)であると規定したうえで、憲法上の国王の権限について「いかなる改正も、この憲法で国王に留保された権利を制限することはできない」(第116条)と定めた。

なお、1960年にはシハヌークの退位に伴って復位した父スラマリット国王の死去により国王は空席となったが、同年の憲法改正によって国王と同等の権限をもつ「国家元首」(第122条)が設けられ、70年に解任されるまで、国民投票によって指名されたシハヌークがその地位にあった。

(2) クメール共和国（1971年）憲法

1970年、国家財政の悪化とベトナムの社会主義勢力の影響の増大を背景に、国民議会は全会一致で外遊中のシハヌーク国家元首を解任し、ロン・ノル首相（のちクメール共和国大統領）を中心に対米関係の強化と国内の社会主義勢力の弾圧によってカンボジアの政治的・経済的安定をめざした。一方、シハヌークは北京でカンボジア王国民族連合政府を樹立し、カンボジア民族統一戦線を結成した。ロン・ノル政権は、翌年には1947年憲法を停止してクメール共和国憲法（以下、1971年憲法）を公布した。同憲法は冒頭において「王政復古のすべての企てとあらゆる形態の個人権力の樹立に対して、われらの共和政体を擁護」（前文）することを謳い、王制の廃止とシハヌークの権力への復帰阻止をその使命として位置づけている。さらに「基本条項」（第1章、第1～4条）は、国家の性格を「单一の独立、民主、社会的共和国」（第1条）と規定し、「すべての権力は、国民から発する」（第3条）とした。そのうえで大統領が「行政権行使」（第23条）し、大統領は議会が採択した法律を公布又は再審議を要求する権限（第35条）、非常事態を宣言する権限（第37条）、国民議会の議決に基づく大臣または政府の罷免または留任の決定（第77、78条）、国民議会の解散権（第79条）を有し、首相および大臣は国政の執行に関して大統領に対して責任を負った（第43条）。また、1971年憲法は、憲法裁判所による違憲審査制（第93～96条）を導入し、憲法裁判所裁判

官は大統領、国民議会、上院によって2名ずつ指名されるものとした（第93条）。憲法裁判所の機能は、大統領および副大統領の選挙の適法性を決定し、議會議員選挙の争訟事件について判決を下す。また議会が議決した法律案は大統領によって公布前に憲法裁判所に送付され、その合憲性について決定する。さらに憲法裁判所は憲法の諸規定の最終的解釈権を有する（第95条）。

(3) 民主カンプチア（1976年）憲法

1975年4月にはロン・ノル政権は崩壊し、代わって権力を掌握したカンプチア共産党は、76年12月に「国民大会」において憲法草案を採択し、翌年1月に民主カンプチア憲法（以下、1976年憲法）を公布した。同憲法の起草過程に関する資料はきわめて少ないが、76年1月5日に発表されたプレス・コミュニケによれば、憲法草案の採択は「75年4月25, 26, 27日に開かれた特別国民大会以来続けられてきた作業の成果」であり、同大会の委任を受けた起草委員会が草案を起草し、4回にわたる大衆討議を経た草案は、75年12月14日に開催された第3回国民大会の承認と76年1月3日のカンボジア王国民族連合政府の閣議決定に基づいて1月5日に公布された⁽⁴⁾。76年憲法の特徴は、その短さにある。すなわち、21カ条のうち、首都（第15条）、国旗（第16条）、国章（第17条）国歌（第18条）を除く実質的な規定は17カ条にすぎず、その内容もポル・ポトが理想とする集団主義的国家像を断片的に謳ったものである。

ちなみに同憲法は、国家の性格を「人民、労働者、農民及びすべてのカンプチア人勤労者の国家」（第1条）とし、「すべての重要な一般的生産手段は、人民国家の集団所有であり、人民集団の共有財産である。日常の用に供する財産は、個人の手中に残す」（第2条）という所有形態を宣言した。また権利保障については「カンプチアの市民は、絶えず向上しつつある物質的、精神的、文化的生活を営む完全な権利を有する」（第12条）とし、「男女平等と一夫多妻制の禁止」（第13条）、「有害な反動的宗教の禁止」（第20条）が明示された。実際には国民は「自力更生」のスローガンの下で合作社に集団化さ

れ、飢餓や肅清によって80万人から100万人が死亡した⁽⁵⁾。また1978年の民主カンプチア崩壊時点で、カンボジアに生き残っていた法律家は6名から10名と推定されている⁽⁶⁾。

(4) カンプチア人民共和国（1981年）憲法

武力侵攻によって民主カンプチアを打倒し、カンプチア人民共和国（ヘン・サムリン政権）の樹立を支援したベトナムは、同政権の法制度整備にも強い影響を与えた。その結果、1981年に公布された、10章、93カ条からなるカンプチア人民共和国憲法（以下、1981年憲法）は形式、内容とも当時のソビエト憲法（1977年憲法）、ベトナム憲法（1980年憲法）と多くの類似点をもつ。同憲法は、前文においてアメリカを「帝国主義の警察官」、中国を「拡張主義者及び霸権主義者」、ポル・ポトらをその「傀儡」として痛烈に批判する反面、「ベトナムとラオスの密接な協力」を強調し、「民族独立及び漸進的に社会主義に前進」することをその使命として掲げた。「漸進的に社会主義に前進」することは第1条においても再確認され「すべての権力は、人民に属する」（第2条）としたうえで「カンプチア国家建設戦線及び大衆組織の革命的任務」（第3条）、「革命の指導政党としてのカンプチア人民革命党」（第4条）の下で「国家経済は国家の指導の下」（第11条）におき、「農業生産、工業生産及び消費物資の生産並びに通商、通信及び交通の拡大」（第13条）、「民族的、進歩的文化の建設」（第21条）をめざした。

統治構造は、選挙人による命令的委任を受けた議員によって構成される国会を「立法権を有する唯一の機関」（第45条）とし、その常設機関としておかれた国家評議会（第59条）は法律の解釈権、大臣の任命および罷免、行政機関の設置及び廃止、裁判所の指揮監督、恩赦および減刑などの広範な権限を有した（第60条）。行政権は中央においては大臣会議（第64～70条）、地方においては地方人民革命委員会（第71～78条）が担い、司法権は、人民裁判所および軍事法廷に委ねられ（第80条）、裁判においては人民参審員が裁判官と同等の権限を有すると定められた（第82条）。

(5) カンボジア国（1989年）憲法

ヘン・サムリン政権は、1989年4月に国会において改正憲法を採択した。このカンボジア国憲法（以下、1989年憲法）と1981年憲法との相違点は、国名を「カンボジア国」とし、「漸進的に社会主義に前進」という文言を削除したことである。その背景には、ソ連、東欧諸国からの援助が急速に減少し、ベトナム軍の完全撤退が間近に迫るなかで西側諸国からの援助を獲得する必要があり、それに適合的な体制へと改革する必要があったためである⁽⁷⁾。このことを反映して、1981年憲法が謳った「ベトナム、ソビエト連邦及びその他の社会主义兄弟国家との連帯、友好及び協力を強化」という政策を「平和的に共存し、相互の平等、独立、主権、領土保全並びに東南アジア及び世界平和の尊重を基盤とするすべての国々との友好的外交関係を拡大」（第10条）に変更した。しかしながら、立法、行政、司法に関する諸規定は1981年憲法のそれらを引き継ぎ、市民の権利および義務に関しては職業選択の自由について、1981年憲法の「市民は、その能力と社会の要請に応じて職業選択の指導を受ける」（第33条）が「いかなる職業をも選択する権利を有する」に改められた。これらのことから、1989年憲法は、人民革命党による一党独裁と従来の統治構造を温存しつつ、当時の国際、国内情勢を反映して、経済の活性化とそのための外交、通商関係の拡大をめざしたといえよう。

2. 暫定統治期間における立法状況

パリ和平協定に基づく暫定統治期間にカンボジア最高国民評議会（以下、SNC）と国連カンボジア暫定統治機構（以下、UNTAC）の合意に基づいて公布された法律として、「カンボジアにおける1992年国連選挙法」（以下、選挙法）および後述の「暫定統治期間における司法並びに刑法及び刑事手続きに関する規定」がある。

選挙法は前文、12章95カ条からなり、パリ和平協定に基づいてUNTACが

SNCの同意を得て「選挙実施細則」とともに1992年8月に公布、施行した。同法は、州ごとの比例代表選挙を採用し、「(a)カンボジアで出生した者であって、少なくとも両親のいずれか一方がカンボジアにおいて出生した者又は(b)いずれの場所で出生した者であっても、少なくとも両親のいずれか一方が(a)項でいうカンボジア人に該当する者」(第3条)であって選挙人登録時に満18歳以上の者(第15条)を選挙人とし、最低5000名の選挙人によって組織された政党(第10条)は候補者名簿をUNTAC選挙部門に登録し、選挙運動を行う。選挙人は政党名を投票する(第64条)。議席数は選挙人の総数に応じて州ごとに配分された(第33条)。

刑法は、カンボジア国時代の1989年6月に実体法と手続法の双方の規定をもち、人民参審員の裁判への参加(第28条)、司法省が最高裁判所長官に対し、州および市人民裁判所の判決の誤りを確認する権限(第74条)を認めた刑事法(第77カ条)が公布され、効力を有していた。これに対し、UNTACは暫定統治期間中の公正かつ独立した司法手続きを確保するため、92年9月10日にSNCの同意を得て前文、7章75カ条からなる「暫定統治期間における司法並びに刑法及び刑事手続きに関する規定」(以下、UNTAC刑訴法)を公布、施行した。このUNTAC刑訴法の特徴は、人民参審員制度や司法省による裁判への介入を否定して司法の独立を謳い(第1条)、弁護人の広範な権限を認め、逮捕後送検までの留置期間、送検後の勾留期間を定めて被疑者、被告人の人権に配慮した点である。また、違憲審査権が最高裁判所に与えられた(第5条)。これに対し、カンボジア国国会は、93年1月25日に裁判所法、28日に刑法・刑事訴訟法を採択し、公布した。7章26カ条からなる同裁判所法は、UNTAC刑事訴訟法に適合的に州裁判所、高等裁判所、最高裁判所および軍事法廷の管轄権を明確にしたが、裁判官の任免(第17条)および検察官の任免(第19条)は司法大臣の提案に基づいて大臣会議が発するデクレによるとし、司法は人事面において行政に従属する形となった。また、裁判所法とほぼ同時に採択され、7章238カ条からなる刑法・刑事訴訟法の特徴は、州裁判所裁判官による予審制度(第4章第68~155条)を採用

した点である。この予審制度は取り調べにあたった裁判官の裁判への参加を禁止（第68条）し、予審段階での弁護人の選任（第76条）を認めているものの、あらかじめ指定された日時の取調に弁護人が欠席した場合でも、予審判事は、予審調書にその旨明記することを条件に、弁護人の立会なしに取調を行うことができる（第77条）。

なお、暫定統治期間中、パリ和平協定の当事者たるカンボジア国（ヘン・サムリン政権）の軍、警察官によるシハヌーク派、ソン・サン派への政治的テロが相次いだ。これらの事件の捜査は当初ヘン・サムリン政権の警察に委ねられていたが、事態が改善されなかつたためUNTACは1993年1月6日、明石特別代表名の「指令93／1号」を発し逮捕、勾留令状を発する権限を有する「特別検察官」を任命し、本来カンボジア警察を援助、指導する立場にあるUNTAC文民警察および軍事部門要員に直接被疑者を逮捕、勾留し、事件を捜査する権限を与えた。また2月3日付「指令93／2号」は、逮捕、勾留した被疑者を「UNTACが権限ある裁判所を指定するまで」無期限に勾留することを認めた。

3. 1993年憲法⁽⁸⁾の起草

1993年憲法は、UNTACの主導による選挙によって成立した制憲議会が憲法起草委員会を選出し、起草した。その制定過程⁽⁹⁾は、概ね以下のとおりである。すなわち制憲議会選挙はパリ和平協定第12条、第13条、14条、UNTACの任務を定めた付属文書1（D）ならびに具体的な選挙手続きを規定し、UNTACとカンボジア最高国民会議（SNC）の合意に基づいて92年8月12日に公布、施行された「カンボジアにおける1992年国連選挙法」に基づいて実施された。大小20の政党が候補者を擁立し、州ごとの比例代表制によって戦われた選挙を通じて、120の議席は全有効投票数の45%を得票した「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」（FUNCINPEC、旧シハヌーク派）58議席、38%を得票したカンボジア人民党（CPP、旧

（ノン・カンボジア政権）51議席のほか、仏教自由民主党（BLDP、旧ソン・サン派）10議席、「カンボジア民族解放運動・自由の戦士党」（MOLINAKA、1979年にタイ国境で組織された反ベトナム民族主義者政党）1議席に配分された。国連をはじめ国際社会は、この選挙結果を公正なものとして承認し歓迎の意を表明したもの、難民として海外に在住するカンボジア人に選挙人登録および投票の機会が完全には保障されなかつたことやカンボジア国内に在住するベトナム系住民の選挙人登録が拒否されるなどの問題点を残した。

制憲議会は6月30日の第1回本会議で正副議長を選出し、制憲議会院内手続規則を可決した後、憲法起草委員会委員および国民議会院内手続規則起草委員会委員を選出した。

1993年憲法に関しては、その基本原理がパリ和平協定の付属文書5「カンボジア新憲法の原理」において当事者間で合意されている。すなわち憲法の性格および改正手続きに関しては「憲法は、最高法規であり、憲法自体に規定された法的手続きまたは国民投票のどちらか一方若しくはその双方によってのみ改正することができる」とし、国連による暫定統治を経て成立する新国家の政治体制を「憲法は、カンボジアの地位を主権、独立、中立及びカンボジア人民の統合を宣言する」と規定したうえで「憲法は、カンボジアが複数政党制に基づく自由な民主主義制度を採用することを規定する」と定めている。また、こうした政治体制を保障するための選挙制度についても以下のように規定している。すなわち、「憲法は、定期的かつ真正な選挙について規定する。憲法は普通かつ平等の選挙権及び被選挙権を規定する。憲法は、選挙過程への完全かつ公平な実施及び参加を規定した選挙手続きに基づく秘密投票を規定する」。

上記憲法起草委員会による起草作業は、1993年8月13日付『ノン・カンボジア』紙の報道によれば、会議は月曜から金曜の午前8時から12時まで、制憲議会内の一室で行われたが、部外者の傍聴は許されず、公式に議論の経過が発表されることはなかった⁽¹⁰⁾。また、カンボジア人によるNGO（非政府機関）はソン・サン制憲議會議長に人権規定の充実などを求める要望書を提

出し、明石康カンボジア問題担当国連事務総長特別代表も審議経過を公表するよう求める書簡を同議長に送ったが、返答はなかったと報じた。これに対してカンボジアNGOの協議機関「ポンレウ・クメール」のヨス・フォトは「民主主義とは参加することであり、憲法起草への国民の参加なしに民主的憲法を起草することができようか」と疑問を呈した。また、UNTACも草案を受け取っていないことを認めたうえで、カンボジア人の政治的リーダーシップに期待しつつ、会議の開催は援助しながらもその審議内容については不干渉の姿勢をとった。これに対してトル・ラ制憲議会事務総長（陸軍中将）は「制憲議会が採択した制憲議会院内手続規則は、憲法起草委員会の会合は非公開で行うものと定めており、草案が議会に提出されるまでその審議内容を公表しないのは当然の措置」であると反論した⁽¹¹⁾。

最終的に、起草委員会による憲法草案は制憲議会に上程され、5日間にわたる審議を経た後、1993年9月21日の採決では賛成113、反対5、欠席2により採択され、同24日に14章、139カ条からなるカンボジア王国憲法として公布された。

翌1994年、国民議会は憲法第28条改正案を採択した。これにより、国王のみに認められていた「憲法公布法、議会が採択した法律、大臣会議が提出したデクレに署名」する権限は、同第30条の規定に基づいて、「国王の不在の間、国家元首代行を務める国民議會議長が国王の委任を受けて行う」と定め、病氣療養のためしばしば北京に滞在するシハヌーク国王の不在中も法令の公布が可能となった。

また、1993年憲法は、カンボジアにおける法体系の移行措置について、最高法規である同憲法（第131条）を頂点に、国民議会において採択された法律のほか、法の未整備な状態を補完するため、旧政権時代および暫定統治期間の法令が「カンボジアの国有財産、権利、自由及び合法的私有財産を保護し、国益に一致する法律その他の法令は、本憲法の精神に反しない限り、新しい規定により改正され、又は廃止されるまで効力を有する」（第139条）と定めた。国連人権センター・カンボジア事務所の資料によれば、カンボジア

王国憲法の公布以前に公布された法律のうち、現在以下の法律、すなわち1989年憲法の下で公布された法律として不服申立法、示威行為法、婚姻・家族法、土地法、労働法、裁判所法、訴訟費用法が効力を有する。また、1993年憲法の下では1996年1月現在、以下の法律、すなわち財政制度法（1993年12月28日採択）、領域管理・都市化・建築法（1994年5月24日採択）、「民主カンボジア」非合法化法（1994年7月7日採択）、大臣会議法（1994年7月19日採択）、投資法（1994年8月4日採択）、移民法（1994年8月26日採択）、司法官職高等評議会法（1994年12月22日採択）、弁護士法（1995年6月23日採択）、プレス法（1995年7月18日採択）が公布され、効力を有する。

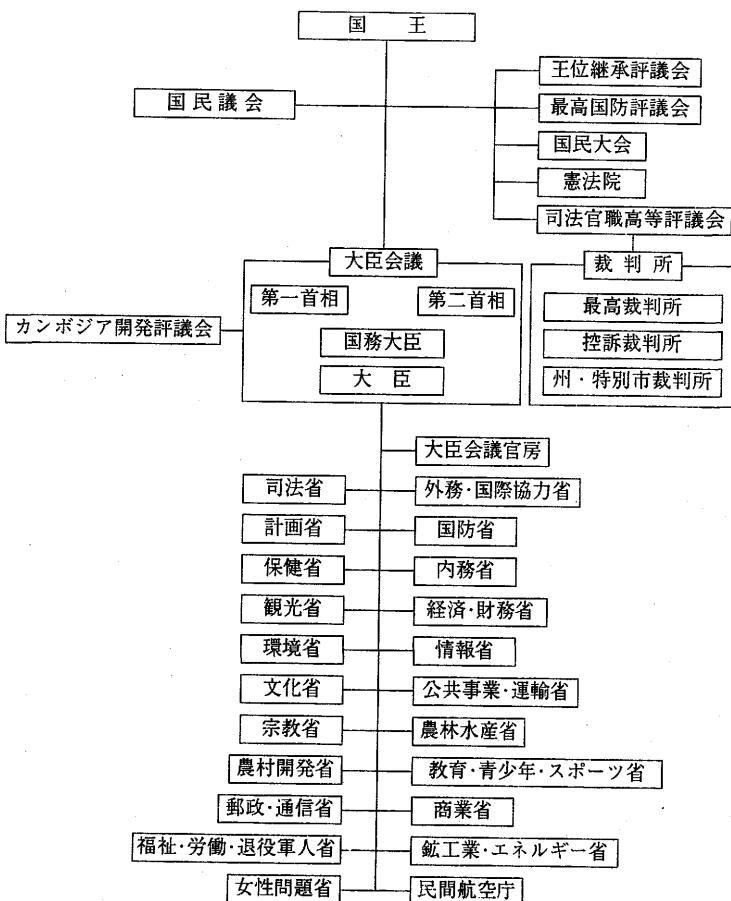
II 統治構造

1. 憲法の基本原理

(1) 「自由な民主主義」

1993年憲法は、創出されるべきカンボジアの新国家体制を基礎づける基本原理として、「複数政党制に立脚した自由な民主主義」を掲げ、それを前文および第4章「政治体制」（第51～55条）に明記した。この「自由な民主主義」を憲法の基本原理とすることを求めたパリ和平協定付属文書⁵によれば、憲法は「複数政党制に基づく自由な民主主義体制を執ることを明記」し、その手続きとして普通、平等、秘密投票による選挙と人権侵害の司法的救済を保障するための「独立した司法府」の設置を求めた。カンボジアの状況に即していうならば、これは単一政党による支配と司法権の立法権および行政権への従属というヘン・サムリン政権時代の統治構造の原理を完全に否定するものであった。ところで、カンボジアにおいて社会主义との訣別という意味をもつ「自由な民主主義」の出自は、それ以前の1982年に南アフリカに占領されていた「ナミビアの独立国家への移行に関する5カ国グループ提案」にお

図1 國家機構図（1996年12月末現在）



(出所) 筆者作成。

いても提唱されたものである⁽¹²⁾。ナミビアにおいてはこの提案に即して国連ナミビア独立支援グループ（UNTAG）が外国軍隊の撤退、制憲議会選挙、人権監視など、今日のUNTACの原型ともいべき活動を行った。

（2）人 権

1981年憲法、1989年憲法は、「市民の権利及び義務」に関する規定を設けてきた。これに対しパリ和平協定は第3部「人権」においてカンボジア国内のすべての者ならびに難民および避難民が「世界人権宣言その他関連する人権に関する国際文書に謳われた権利及び自由を享有」することを謳い基本的人権および自由の保障（protection）とその伸長（promotion）を確保することを義務づけた（第15条）。また、UNTACに対し人権教育、人権状況の監視、人権侵害事件の調査および必要な措置を執る権限を与え（パリ和平協定付属文書1「UNTACの権限」E節）、新憲法においても生存権、身体的自由、精神的自由、財産権、法の適正手続きに関する条項を盛り込むよう求めた（パリ和平協定付属文書5「カンボジア新憲法の原理」2条）。

1993年憲法は、このパリ和平協定に従い、また人権に関する国際文書に準拠する人権規定を前文および第3章「クメール市民の権利及び義務」（第31～50条）に設けた。これらの規定はカンボジアが「国連憲章、世界人権宣言並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する条約及び協定が定める人権を承認し、尊重する」（第31条）ことを謳い、以下、網羅的に人権の保障を規定しているものの、その主体たる「クメール市民」の解釈をめぐって議論されている。すなわち、「クメール」は多民族国家であるカンボジアにおいてベトナム系住民や少数民族を除く概念であり、憲法上制定を予定している国籍法（第33条）の規定しだいではこれらの少数者の人権保障に大きな影響を与えるかねないのである。

（3）市場経済体制

「自由な民主主義」の採用、人権の尊重とともに社会主義体制との訣別を

謳った1993年憲法にとって、市場経済の導入に関する規定はその使命の根幹をなすもののひとつであった。経済について1993年憲法は、第5章（第56～64条）をおき、「市場経済体制を採用」（第56条）することを謳った。経済政策については、「水資源、電力、道路、運輸手段、近代的技術及び信用制度に関する政策に配慮し、あらゆる部門及び遠隔地における経済開発、とりわけ農業、手工業産業の経済発展を促進」（第61条）、「製塩事業、農民及び手工芸生産者の生産物価格保護に配慮すると共に援助し、農民及び手工芸生産者が、生産物を販売するための市場となる場所を斡旋する」（第62条）、「国民のより良い生活水準を保障するために市場管理に配慮する」（第63条）など農業の近代化と農村の地域開発を重点に、農民の生活水準の向上を目標とする経済開発政策の枠組みを提示した。また、自然環境の保護（第59条）、消費者の保護（第64条）といった現代的課題をも積極的に取り入れた。

これら市場経済体制の採用との関連で、第3章「クメール市民の権利及び義務」には職業選択の自由（第36条）、移動の自由（40条）、財産権（第44条）を保障する規定をおいたが、土地所有権は「クメール国籍を有する個人及びクメール法人」に対してのみ認めた。

（4）君主制

1993年憲法は、国王の選任、権限についての詳細な規定をもつ。まず、国家を「国王が、憲法、自由な民主主義及び複数政党制の原理に基づいてその職務を行う王国」（第1条）と性格づけ、第1章「主権」に続く第2章に「国王」についての規定（第7～30条）をおいた。これによれば、国王は「君臨するが統治しない」（第7条）原則の下で「民族の統一と永続性の象徴」（第8条）であり、国王の継承について、国王自身は王位継承者を指名する権限を有さず（第10条）、選任制度に基づく王位継承者の選定は国民議会議長、副議長および主要な仏教教派の指導者2名からなる王国王位継承評議会（第13条）がアンドゥン王、ノロドム王、シソワット王の直系子孫から選任（第14条）すると定めた。ただし、「国王の配偶者はカンボジア王妃の称号を

もつ」（第15条）という規定からもわかるように、王位の継承を事实上男子に限定した。国王の「職務」については、首相および大臣会議の指名（第19条）、大臣会議の提案に基づく高位の文官、武官、大使の任免のデクレおよび司法官職高等評議会の提案に基づく裁判官の任免のデクレへの署名（第21条）、首相および議会議長の同意による非常事態の宣言（第22条、ただし非常事態を解除する権限は、憲法第86条により国民議会が有する）、国軍司令官の任命（第23条）、議会の承認に基づく宣戦布告（第24条）、議会の承認に基づく条約の署名および批准（第26条）、減刑、大赦（第27条）、議会が採択した法律および大臣会議が提出したデクレへの署名（第28条）、栄典の授与（第29条）など広範ではあるが、それについて指名権者や実質的決定権者を明示することによって、国王の政治権力からの隔離を保障した。

2. 立法権

1993年憲法は、「カンボジア国民は、その国土の主人である。すべての権力は国民に属する」（第51条）と規定し、その権力行使のメカニズムとして立法権（国民議会）、行政権（王国政府）、司法権（司法機関）をおき（第51条）。さらに第7章「議会」（第76～98条）は、国民議会の選挙、議員の身分、議会における手続き、権限等について定めた。それによれば、国民議会は120名以上の議員（現在の議員定数は、パリ和平協定付属文書3「選挙」1条の規定に基づいて120名）によって構成され、普通選挙の下で秘密投票によって、25歳以上の立候補者から選出される（第76条）。これら選出された議員は選挙区のみならず国民の代表としての性格を有し、選挙人による命令的委任は否定された（第77条）。議員の任期は5年間であるが、王国政府（後述）が1年間のうちに2度にわたって総辞職した場合には、首相の発議および議会議長の承認に基づいて国王が議会を解散する。また、国内の不安定な情勢を反映して「戦争その他の選挙を実施することのできない特別な状況」の下では、議会は国王の要請に基づき、1回限り、1年間その任期を延長することがで

きる（第78条）。ただし、この規定は国民の選挙権を制限する効果も有するため、議員総数の3分の2の議決を要する。

これらの議員によって構成される一院制の国民議会は、「立法権を有する唯一の機関」（第90条）であり、その権限は国家予算、国家計画、借款、貸付、租税の創設、修正、廃止、行政費の承認、恩赦法案の承認、条約の承認または廃棄、宣戦布告法案の承認を議員総数の過半数の賛成によって議決し、王国政府の信任投票を議員総数の3分の2の賛成によって通過させる（第90条）。また、王国政府に対する不信任動議は30名以上の議員によって提案され、3分の2の賛成によって議決される（第98条）。

国民議会の議事は議長によって主宰（第87条）され、公開されるが、議長、議員総数の10分の1、国王、首相のいずれかの要請のより秘密会を行う。また、議会の定足数は議員総数の10分の7である（第88条）。国民議会議員の身分は、大臣会議の構成員となる以外はいかなる公職とも兼職することができず、その場合には議会内においても常任委員会やその他の委員会の構成員となることはできない（第79条）。また、議員は免責特権を有し、逮捕の事後承認には議員総数の3分の2の議決を要し、議員の起訴または勾留は議員総数の4分の3の議決によって停止することができる（第80条）。議員は歳費を受ける（第81条）。議員には法律発案権が認められているが、国庫収入の減少または国民の負担増加の目的を有する場合には提案は受け入れられない（第91条）。議員は議長を通じて、書面により、王国政府に質問を行うことができる。質問に対する首相または大臣の回答は書面または口頭でなされ、討論を行うか否かは議長が決定する（第96条）。また、大臣の解任には議員総数の3分の2の賛成を要する（第98条）。

国民議会には「議会は、必要な委員会を設置する」（第94条）の規定に基づいて本会議のほか、人権委員会、財政・銀行委員会、経済・農業・環境・投資委員会、教育・文化・観光委員会、女性問題・社会・公衆衛生委員会、公共事業・運輸・通信・産業・通商委員会、内務・国防委員会、法務委員会、外務委員会の九つの委員会が常設され、各7名（内務・国防委員会のみ9名）

の議員が委員として各委員会に所属する。これらの委員会は、「所管の分野の問題を調査するために大臣を召還すること」(第97条)ができる。

またこれらとは別に、国民議会には議長が主宰し、2名の副議長および常設の各委員会の委員長によって構成される常任委員会が置かれ、議案の整理、議事運営の調整にあたる。このほか国民議会事務総長を長とする事務総局、国民議会立法調査センターが付属機関として設置されている。

(1) 政党制

シハヌーク、ロン・ノル時代はサンクム、ポル・ポト政権下ではカンプチア共産党、その後のヘン・サムリン政権の下では人民革命党（のち、人民党に改称）、とカンボジア政治史は1947年憲法体制初期の一時期を除いて一党支配の歴史であった。これに対してパリ和平協定は、付属文書3において「政党は、5000人の登録された選挙人によって結成することができる」(第5条)とした。この結果大小20の政党がUNTAC選挙部門に登録され、選挙に臨んだが、議席を獲得したのは前述のとおり3党のみであった。1993年憲法は、パリ和平協定付属文書5における「複数政党制に基づく自由な民主主義」(第2条)という新憲法の原理に関する規定を反映し、前文および51条で複数政党制を明記するとともに、「団体及び政党を結成する権利」(第42条)を保障した。

ところで1993年憲法は、国民議会のほかに直接民主制の性格を有する機関として「国民大会」(第12章、第128~130条)に関する規定をもつ。「クメール市民」は国民大会に参加し、国益に関する情報を国家機関から直接受け、問題を提起し、問題解決を国家機関に要請することができる(第128条)。国民大会は、国王が主宰し、首相が年1回、12月初旬に召集する(第129条)。また、国民大会は国家機関および議会の検討に付す勧告を採択する(第130条)としているが、同条に定める、国民大会の組織および活動に関する法律は採択されておらず、一度も開催されていない。

3. 行政権

1993年憲法は、第8章に「王国政府」(第99～108条)をおき、大臣会議を王国政府とした(第99条)。同条によれば、大臣会議は「副首相に補佐される1名の首相が指導し、国務大臣、大臣、国務長官により構成」される。但し、現在は「移行措置」(第14章)138条の規定に基づき、第一首相および第二首相が議会議長および副議長の承認を得て、国王によって指名され、ノロドム・ラナリットとファン・セン(元カンボジア国首相)がその任に就いている。

王国政府の形成は、国王が議会議長の推薦および議会副議長の同意を必要とし、「選挙で勝利した政党の高位の者1名」を指名し、行われる。大臣会議は国民議会による信任を得たのち、国王の勅令によって指名される(第100条)。また、大臣会議構成員は、政府の政策全般について、議会に対する連帯責任を負い、各構成員はその職務につき、首相および議会に対して責任を負う(第102条)。これら大臣会議の組織、権限ならび首相および大臣会議構成員の権限の詳細は、1993年憲法第108条に基づいて5章、35カ条からなる大臣会議法(1994年7月19日採択)に規定された。同法によれば、王国政府は「国民議会が採択した国家政策を決定する義務を有し、立法府又は司法府の権限に属する事項を除く国家の一般国務を管轄し、法律の適用を確保する執行機関」(第1条)であり、「国軍、警察及び武装勢力を支配、指揮及び運用し、それらによるすべての活動の実施を管理」(第2条)する。また、その構成は前述のとおり、首相、国務大臣、大臣、政務長官によるが、2人の共同首相の関係については、「国王が第一首相1名及び第二首相1名を指名した状況及び憲法138条の規定に基づき、王国政府の主宰にかんして共同決定の原則に基づき、同等の職権及び特権を有する」(第4条)と定め、同様に、共同大臣の関係も同等と定めた(第23条)。大臣会議構成員の資格要件については、首相は国民議會議員に限り、「その他の王国政府の構成員は、

国民議会議員又は国民議会議員以外からも任命できるが、議会に議席をもつ政党の党員でなければならない」(第5条)と規定した。

以上のことから形式上は国王の指名による首相の選任も議会副議長の同意に基づく議会議長の推薦を要し、また大臣会議法は「首相は、国民議会議員である」(第5条)と規定している点からも、また憲法が「王国政府の構成員は、王国政府の政策全般に関して議会に対して連帯責任を負う。王国政府の構成員各人は、その職務に関して、首相及び議会に対して責任を負う」(第102条)と規定した点からも、法律上は、王国政府に対する議会の優位が保たれている。

大臣会議法は、第2章「大臣会議及び首相の職権」において首相の権限を列挙し、規定した。すなわち首相は大臣会議の会合を召集し、主宰(第10条)する。また外国との協定の交渉の指揮および署名(第12条)は首相の権限であるが、国民議会による批准を要する。高位の文官及び武官の任命、異動、罷免(第14条)も首相の提案に基づき、国民議会の承認を得たのち、国王が勅令を発する。さらに首相は「特別の場合又は不可抗力による必要に応じて国家予算外の歳出を命令する権限を有する(第16条)が、議会への報告義務を有する。大臣会議法は首相および「大臣会議の構成員」の職権については個別に規定をもつが、大臣会議の権限については言及しておらず、合議体としての大蔵会議の性格は尚曖昧である。ただし、首相の広範な職権は、重要な事項については承認を求めるこによって実質的には国民議会による監視を受け、形式的には大臣会議が発する大臣会議令または国王が発する勅令によってその効果を持つ。

行政権は、前述の大蔵会議の統括の下でそれぞれの行政機関によってその所管の事務が執行される。現在、中央行政機関として、大蔵会議官房のほか、外務・国際協力省、国防省、内務省、経済・財務省、情報省、公共事業・運輸省、農林水産省、司法省、教育・青少年・スポーツ省、商業省、鉱工業・エネルギー省、計画省、保健省、観光省、農村開発省、環境省、文化省、宗教省、郵便・電気通信省、福祉・労働・退役軍人省、女性問題省、民間航空

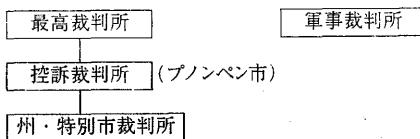
庁が活動しており、そのほかに両共同首相が共同議長を務めるカンボジア開発評議会（後述）と首相が総裁を任命する国立銀行がおかれている。各省庁にはその長たる大臣または長官が任命されているが、国防省および内務省は人民党、フンシンペック両党からそれぞれ1名の大臣を任命する「共同大臣制」がとられている。

大臣会議は、その直属の機関として、ラナリット第一首相、フン・セン第二首相を共同議長とするカンボジア開発評議会（以下、CDC）をもち、その組織および機能は9章26カ条からなる投資法（1994年8月4日採択）において規定された。復興、開発援助の受け入れ、国内外の個人および法人による投資の増大は、市場経済を採用したカンボジアにおいて経済開発を進める上できわめて重要な意味をもつことは周知のとおりである。そのため、同法は「国内外のすべての投資家による投資事業に適用」（第1条）され、CDCには、カンボジア復興開発委員会とカンボジア投資委員会の二つの委員会がおかれた。前者は、多国間、2国間の借款、技術協力、無償援助を担当し、外務・国際協力省と共同で援助案件の審査および承認にあたる建て前となっている。また、後者は民間の投資事業の審査および承認を担当する。

4. 司法権

UNTACによる暫定統治以前の1981年憲法および1989年憲法は「裁判所及び検察庁」についてまったく同じ規定をもつ。両憲法は、裁判所および検察庁の活動の目的として、人民権力の擁護、公共の安全および社会の秩序の維持、公共の財産の保護、市民の権利、自由、生命および合法的利益の擁護を列挙（1981年憲法、1989年憲法第79条）した。司法機関としては人民裁判所および軍隊における軍事法廷が設置（第80条）され、人民裁判所においては裁判官とともに裁判官と同等の権限を有する人民参審員が裁判に参加した（第82条）。これに対し1993年憲法は、8カ条からなる第9章「司法」（第109～116条）をおき、司法の組織、権限、機能について、「司法権は、独立の権力

図2 裁判所機構図（1996年12月末現在）



(注) これらの裁判所のほか、仲裁センターおよび労働裁判所の設置が計画されている。

(出所) 筆者作成。

である。司法は、不偏不党であって、市民の権利及び自由を保障する。司法は、行政訴訟を含むあらゆる訴訟を司る。司法権は、最高裁判所並びに下級裁判所のすべての部門及び審級に付与する」（第109条）と定めた。また、裁判は「クメール市民の名において、訴訟手続き及び法律に基づき」行われ、「裁判官のみが、判決を言い渡す」（第110条）権限を有する。

司法の独立は、憲法上形式的に「司法の独立の擁護者」である国王を補佐し、実質的に立法府および行政府から加えられる恐れのある侵害から司法の独立を保障する機関として、国王が主宰する「司法官職高等評議会」がおかれて（第113条）、裁判官および検察官の人事権、すなわち国王への裁判官および検察官の指名の提案、裁判官および検察官の懲戒（第115条）などの機能を有し、その構成および組織は3章、23カ条からなる司法官職高等評議会法（1994年12月22日採択）に規定された。同法は、「カンボジア王国の司法権の独立、裁判官の規律及び法律上の争訟を裁判する裁判所の機能を保障するために設置」（第1条）され、同法によれば、司法官職高等評議会は、国王を議長とし、司法大臣、最高裁判所長官、最高裁判所所属検事総長、控訴裁判所長官、控訴裁判所所属検事長および互選により選挙された3名の裁判官による（第2条）。司法官職高等評議会の権限として、司法大臣は、司法の組織および権限に関する法律案を義務的に同評議会に提出し、その助言および提言を求めなければならない（第10条）ほか、すべての裁判官および検察官

の任命、異動、解任、停職、降格または罷免を国王に提案（第11条）し、懲戒会議において、裁判官および検察官の懲戒を決定し（第12条）、評議会に対して承認を求める（第15条）。なお、裁判官および検察官に対する懲戒を審議する懲戒会議には国王および司法大臣は出席することはできず、会議は最高裁判所所属検事総長によって主宰され、最高裁判所長官および最高裁判所所属検事総長に対する懲戒を審議する懲戒会議は国王によって主宰される（第12条）。

司法機関については1993年憲法上の移行措置（第139条）に基づき、1989年憲法の下で公布、施行され、8章、25カ条からなる裁判所法（1993年1月25日採択）によって規律される。すなわち、司法機関は州裁判所、特別市裁判所、控訴裁判所、最高裁判所および軍事法廷からなり（第1条）、控訴裁判所、最高裁判所および軍事法廷はカンボジアの領土全体をその管轄の下におく（第2条）。裁判において適用される法律はすでに効力を有するものおよびSNCが採択した法律であるが、民事訴訟において「法律が事件に関する規定を明記せず、欠缺がある場合」には裁判所は「慣習、伝統、良心及び衡平の原則に基づいて審理を行う」（第4条）と定めている。裁判官の任用については、州裁判所および控訴裁判所の長官および裁判官ならびに検事長および検察官は司法大臣によって、任命、異動され、最高裁判所裁判官および最高裁判所所属検察官は最高裁判所長官の同意に基づいて司法大臣によって任命、異動される。また最高裁判所長官および最高裁判所所属検事総長はそれぞれ3名の候補者より議会の選挙によって任命される（第21条）。

カンボジアにおいては、1981年憲法、1989年憲法の下では資格を要する弁護士制度は整備されてこなかった。UNTACによる暫定統治期間中によく人権NGOが組織され、そのうちのいくつかは刑事「弁護人」団体としての活動を開始し、現在にいたっている。法曹資格を要する弁護士制度は、プノンペン大学法経学部の再建と最近になって再開された法曹教育によってようやく取り組まれ始めた。95年6月15日に10章、90カ条からなる弁護士法が国民議会において採択され、同法によれば、弁護士が受任できる活動範囲は

「民法、商法、行政法、労働法及び社会活動法に定めるものを除く事件」に限定されている。弁護士は弁護士会への入会と弁護士名簿への登録が義務づけられる（第8条）。弁護士会は非営利の組織（第13条）であって、2年を任期とする会長によって代表され、3年を任期とする理事会が、年に1回の通常総会および登録会員の30%の要求によって開催される臨時総会による決定を執行する（第18条）。理事会の執行する会の日常業務には弁護士登録に関する手続き、会の資産の管理など会自体の運営にかかわるもののはか会員弁護士個人が管理する帳票の検査を含む（第19条）。また、理事会は弁護士の懲戒ならびに登録および登録の抹消について控訴裁判所所属検事長に対して報告義務を有し（第21条）、また司法大臣に対して、年次活動報告を提出し、要求に応じて会計報告その他の情報を提出する義務を有する（第26条）。弁護士登録の要件は「クメール国籍」を有するもので、法学士の学位を有し、司法研修所の認定（司法試験）を受け、かつ軽罪または重罪で有罪判決を受け若しくは懲戒または行政処分を受け、若しくは裁判所から破産宣告を受けたことのない者（第31条）であるが、例外的に裁判官として5年以上その職にあった者は法学士の学位を必要とせず、法学士の学位を有しかつ2年間の実務経験をもつ者または「クメール国籍」を有する者で外国において弁護士登録した者または法学博士の学位を有する者は司法研修所の認定を必要としない（第32条）。同法はまた、移行措置として97年12月31日時点で2年以上の大学教育を受け、2年以上連続して「弁護人」としての実務経験を有する者および2年以上公務員の地位にあった者で「法学能力証明」（*Certificat de la Capacité en Droit*）を有する者に司法研修所による認定の免除を規定している（第80条）。

以上のようにカンボジアの弁護士制度の特徴は、ポル・ポト時代に多くの法曹を失い、法学教育が再開されて間もないという特殊な状況を反映し、また、弁護士登録申請の採否、弁護士の懲戒の権限をもつ弁護士会を司法省の監督下においた点である。

5. 違憲審査制度

1993年憲法は、憲法秩序を保障するため第10章に9カ条からなる「憲法院」(第117~125条)をおき、違憲審査制度を設けた。それによれば、憲法院は「憲法を尊重し、擁護し、憲法及び議会が採択した法律を解釈する義務」(第117条)および「議員の選挙に関する争訟を調査し、決定を下す権限」(第117条)を有し、憲法院による違憲審査は、「国王、首相又は議会議長、議員総数の10分の1の議員、又は裁判官」の請求により「公布前の法律」について行われ、それらの請求がなくとも「国民議会院内手続規則及びその他の組織法律」は公布前に憲法院に送付される(第121条)。さらに法律が公布されたのちも「国王、首相又は議会議長、議員総数の10分の1の議員、又は裁判官」は憲法院に当該法律の合憲性について審査を求めることができる(122条)。市民は、公布された法律につき議員または議会議長を通じて、その合憲性の審査を求めることができる(第122条)。121条に基づく審査の請求に対し、憲法院は「法案及び国民議会院内手続規則が合憲か否かを30日以内に決定」(第121条)しなければならないが、第122条による、公布された法律の違憲審査の期限については特段の規定はない。違憲審査の結果「憲法院が違憲とした条文は、公布せず施行しない」(第123条)。また、憲法院の構成員は、「9年間を任期」とし、「3名の構成員は国王が、3名は議会が、3名は司法官職高等評議会が指名」し、「構成員の3分の1は3年毎に改選」される(第118条)。憲法院構成員は「法律、行政、外交及び経済の高等教育学位を有し、豊かな実務経験を有する人格高潔な者のうちから選任」される(第119条)が、その地位は「王国政府構成員、議員、政党の議長又は副議長、労働組合の議長又は副議長及び在任中の裁判官」とは両立しない(第120条)。

このように、カンボジアの違憲審査制は、通常の裁判所によらず、任期9年の、議会、司法官職高等評議会、国王によって指名される9名の構成員による憲法院に違憲審査権を与え、公布前の法案のみならず公布後の法律の違

憲審査をも認めている特徴を有する。

なお、1993年憲法第125条に基づき憲法院の審査方法等の詳細を規定する組織法は公布されておらず、現実には憲法院は未だ設置されていない状況である。

まとめ

以上のようにカンボジアにおける1993年憲法体制とその下での統治構造の特徴は、国民が議会を通じた自らの選択によってではなく、諸外国と紛争当事者によるパリ和平協定によって与えられた「自由な民主主義」、人権、市場経済という未経験の原理に基づき、しかも立法院、行政府、司法府にかつての社会主義政権を担った勢力を内包しつつ運用されている点であり、その法的枠組みも1993年憲法を頂点としながらも整備の不充分な法体系を前政権のそれによって補完している点にある。さらにこれらの法体系の変革を困難にしているのは、ポル・ポト時代以後の法律家の不足である。こうした矛盾は、市場経済の急激な進行に伴いいっそう著しいものとなりつつある。

ところで、国民議会法務委員会によれば、1996年4月時点での法案起草の動向は以下のとおりである。すなわち、民法・民事訴訟法草案は司法省が大臣顧問（フランス人）の助言を受けながら起草中であり、労働法草案は議員立法による草案と大臣会議草案が国民議会に送付されているが、審議日程は決定されていない。また、内務省において公職選挙法草案が起草されているほか議員立法による公務員腐敗防止法草案が起草されている。

また労働裁判所と商事仲裁センターの設置が検討されている。

注(1) 民主カンボジアの権力掌握の過程およびその特質に関して鮎京・四本(1994)を参照のこと。

- (2) *U.N.Doc.*, A/46/608, S/23177, 30 October 1991.
- (3) カンボジア諸憲法の英語訳につき, Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, 3ed., Vol.2, Nijhoff, Hargue, 1966; Albert P. Blaustein=Gisbert H. Franz (eds.), *Constitutions of the Countries of the World*, Oceania Publications, Inc., New York, 1989. 日本語訳につき参議院法制局(1951年), 浦野・西(1980年)を参照のこと。
- (4) 「東南アジア月報」1976年1月号, 46~49ページ。
- (5) Chandler (1992a), p.168.
- (6) Donovan (1993), p.69.
- (7) Chandler (1992b), pp.235~236.
- (8) 邦訳につき拙訳(1994)を参照のこと。
- (9) 憲法の起草過程に関する最新の資料として, サイ・ボリー(和泉模久訳)「カンボジア王国憲法分析」カンボジア総合研究会(1995)所収がある。
- (10) *Phnom Penh Post* (August 13-26 1993).
- (11) Ibid.
- (12) Ratner (1993), p.27.

<参考文献>

- (1) 鮎京正訓・四本健二「現代カンボジアの法と人権について」(『法政論集』175号, 1994年)。
- (2) 桜井由躬雄・石澤良昭『東南アジア現代史Ⅲ ベトナム・カンボジア・ラオス』山川出版社, 1977年。
- (3) 浦野起央・西修編『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史 憲法資料アジアⅠ』パピルス出版, 1980年。
- (4) カンボジア総合研究会「カンボジアの社会と文化 現地調査報告資料」。
- (5) 参議院法制局編『各国憲法集(続)』1951年。
- (6) 高橋保『カンボジア現代政治の分析』日本国際問題研究所, 1972年。
- (7) 四本健二「カンボジア王国憲法(日本語訳)」(『法学セミナー』第39巻8号, 1994年)。
- (8) Chandler, David P. (1992a), *BROTHER NUMBER ONE A Political Biography of Pol Pot*, Westview Press, Oxford, 1992.
- (9) Chandler, David P. (1992b), *A History of CAMBODIA*, Westview Press, Oxford, 1992.
- (10) Chandler, David P., *THE TRAGEDY OF CAMBODIAN HISTORY-Politics, War, and Revolution since 1945*, Yale University Press, New Haven, 1991.

- (11) Donovan, Dolores A. "The Cambodian Legal System: An Overview," in F. Brown (eds), *Rebuilding CAMBODIA*, Foreign Policy Institute, Paul H. Nitze School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University.
- (12) *Phnom Penh Post*, Vol. 2 No. 17, August 13 – 26, 1993.
- (13) UNTAC, *United Nations Electoral Law for the Conduct of a Free and Fair Election of a Constituent Assembly for Cambodia, 1992*, UNTAC, 1992.
- (14) UNTAC, *Provisions Relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia during the Transitional Period*, UNTAC, 1992.
- (15) UNTAC, *HUMAN RIGHTS COMPONENT FINAL REPORT*, UNTAC, 1993.
- (16) Ratner, Steven R. "**THE CAMBODIA SETTLEMENT AGREEMENT**," *The American journal of International Law*, Vol.87: 1, 1992.
- (17) Marks, Stephan P., "The New Cambodian Constitution: from Civil War to A Fragile Democracy," *Columbia Human Rights Law Review*, Vol.26: 45, 1994.